

I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p>	<p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p>
用 語	用 語 の 意 味
1 ～ (略) 16	(略)
17 利用回線	(1) <u>総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線であって、I P通信網契約に係るもの</u> (2) この約款に規定するメニュー1又はメニュー5（提供の形態による細目がⅡ-1型のものであってメニュー5-1の1Gb/sのプラン4のもの及び10Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線等であって、メニュー8に係るI P通信網契約に係るもの (3) (略)
18 ～ (略) 28	(略)
29 加入電話等契約者	(1) <u>総合デジタル通信サービスに係る第1種契約者、臨時第1種契約者、第2種契約者又は臨時第2種契約者</u> (2) メニュー8に係るI P通信網サービスの利用回線となるメニュー1又はメニュー5に係るI P通信網契約者 (3) (略)
30 加入電話等に関する権利	(1) <u>総合デジタル通信サービスに係る第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約に基づいて総合デジタル通信サービスの提供を受ける権利</u> (2) メニュー8に係るI P通信網サービスの利用回線となるメニュー1又はメニュー5に係るI P通信網サービス利用権（I P通信網契約者がI P通信網契約に基づいてI P通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。） (3) (略)
30の2 (略)	(略)
31 (略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味
1 ～ (略) 16	(略)
17 利用回線	(1) 削除 (2) この約款に規定するメニュー5（提供の形態による細目がⅡ-1型のものであってメニュー5-1の1Gb/sのプラン4のもの及び10Gb/sのものを除きます。）に係る契約者回線等であって、メニュー8に係るI P通信網契約に係るもの (3) (略)
18 ～ (略) 28	(略)
29 利用回線契約者	(1) 削除 (2) メニュー8に係るI P通信網サービスの利用回線となるメニュー5に係るI P通信網契約者 (3) (略)
30 利用回線に関する権利	(1) 削除 (2) メニュー8に係るI P通信網サービスの利用回線となるメニュー5に係るI P通信網サービス利用権（I P通信網契約者がI P通信網契約に基づいてI P通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。） (3) (略)
30の2 (略)	(略)
31 (略)	(略)

新旧対照

旧	新												
<p>(I P 通信網サービスの種類)</p> <p>第4条 I P 通信網サービスには、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用回線型サービス</td> <td>利用回線（その加入電話等契約者が I P 通信網契約者又は臨時 I P 通信網契約者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その加入電話等契約者が指定する者として。）と同一の者となるものに限り。）を使用して提供する I P 通信網サービス</td> </tr> <tr> <td>契約者回線型サービス</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	利用回線型サービス	利用回線（その加入電話等契約者が I P 通信網契約者又は臨時 I P 通信網契約者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その加入電話等契約者が指定する者として。）と同一の者となるものに限り。）を使用して提供する I P 通信網サービス	契約者回線型サービス	(略)	<p>(I P 通信網サービスの種類)</p> <p>第4条 I P 通信網サービスには、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用回線型サービス</td> <td>利用回線（その利用回線契約者が I P 通信網契約者又は臨時 I P 通信網契約者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線契約者が指定する者として。）と同一の者となるものに限り。）を使用して提供する I P 通信網サービス</td> </tr> <tr> <td>契約者回線型サービス</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	利用回線型サービス	利用回線（その利用回線契約者が I P 通信網契約者又は臨時 I P 通信網契約者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線契約者が指定する者として。）と同一の者となるものに限り。）を使用して提供する I P 通信網サービス	契約者回線型サービス	(略)
種 類	内 容												
利用回線型サービス	利用回線（その加入電話等契約者が I P 通信網契約者又は臨時 I P 通信網契約者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その加入電話等契約者が指定する者として。）と同一の者となるものに限り。）を使用して提供する I P 通信網サービス												
契約者回線型サービス	(略)												
種 類	内 容												
利用回線型サービス	利用回線（その利用回線契約者が I P 通信網契約者又は臨時 I P 通信網契約者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線契約者が指定する者として。）と同一の者となるものに限り。）を使用して提供する I P 通信網サービス												
契約者回線型サービス	(略)												
<p>(契約申込の方法等)</p> <p>第12条 I P 通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) I P 通信網サービスの品目又は細目</p> <p>(2) 利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号又は契約者回線等番号</p> <p>(3) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所等</p> <p>(4) その他申込みの内容を特定するための事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>メニュー1</u>及び回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係る I P 通信網契約は新たに申込みできません。</p>	<p>(契約申込の方法等)</p> <p>第12条 I P 通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) I P 通信網サービスの品目又は細目</p> <p>(2) 利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号又は契約者回線等番号</p> <p>(3) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所等</p> <p>(4) その他申込みの内容を特定するための事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係る I P 通信網契約は新たに申込みできません。</p>												
<p>(I P 通信網サービス利用権の譲渡)</p> <p>第22条 I P 通信網サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>2 ～ (略) 5</p> <p>(注1) 本条第3項第2号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。</p> <p>(1) I P 通信網サービス利用権の譲渡が、その利用回線（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係る<u>加入電話等</u>に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。</p> <p>(2) I P 通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がその I P 通信網契約に係る<u>加入電話等</u>に関する権利を譲り受けようとする者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その加入電話等契約者が指定する者として。）と同一の者でないとき。</p> <p>(注2) (略)</p>	<p>(I P 通信網サービス利用権の譲渡)</p> <p>第22条 I P 通信網サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>2 ～ (略) 5</p> <p>(注1) 本条第3項第2号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。</p> <p>(1) I P 通信網サービス利用権の譲渡が、その利用回線（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係る<u>利用回線</u>に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。</p> <p>(2) I P 通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がその I P 通信網契約に係る<u>利用回線</u>に関する権利を譲り受けようとする者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その加入電話等契約者が指定する者として。）と同一の者でないとき。</p> <p>(注2) (略)</p>												

新旧対照

旧	新
<p>(当社が行う I P 通信網契約の解除)</p> <p>第24条 当社は、第34条（利用停止）の規定により I P 通信網サービスの利用を停止された I P 通信網契約者又はローミング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その I P 通信網契約を解除することがあります。</p> <p>2 ～ （略） 4</p> <p>5 当社は、特定事業者が提供する特定電気通信サービスに係る契約の解除があった事実を知ったときは、そのローミング契約を解除します。</p> <p>(注1) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。</p> <p>(1) 利用回線について、<u>加入電話等契約の解除</u>（メニュー8（当社が別に定めるものに限ります。）に係る I P 通信網契約については、利用回線に係る I P 通信網サービスの移転、転用及び事業者変更に伴うものを除きます。）があったとき。</p> <p>(2) 利用回線について、<u>加入電話等に関する権利の譲渡</u>があった場合であって、I P 通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。</p> <p>(3) 利用回線について、利用休止があったとき。</p> <p>(4) 利用回線が、移転等により I P 通信網サービスの提供区域外となったとき。</p> <p>(5) <u>メニュー1に係る利用回線について、移転があったとき。</u></p> <p>(注2) （略） (注3) （略）</p>	<p>(当社が行う I P 通信網契約の解除)</p> <p>第24条 当社は、第34条（利用停止）の規定により I P 通信網サービスの利用を停止された I P 通信網契約者又はローミング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その I P 通信網契約を解除することがあります。</p> <p>2 ～ （略） 4</p> <p>5 当社は、特定事業者が提供する特定電気通信サービスに係る契約の解除があった事実を知ったときは、そのローミング契約を解除します。</p> <p>(注1) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。</p> <p>(1) 利用回線について、<u>利用回線に係る契約の解除</u>（メニュー8（当社が別に定めるものに限ります。）に係る I P 通信網契約については、利用回線に係る I P 通信網サービスの移転、転用及び事業者変更に伴うものを除きます。）があったとき。</p> <p>(2) 利用回線について、<u>利用回線に関する権利の譲渡</u>があった場合であって、I P 通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。</p> <p>(3) 利用回線について、利用休止があったとき。</p> <p>(4) 利用回線が、移転等により I P 通信網サービスの提供区域外となったとき。</p> <p>(注2) （略） (注3) （略）</p>
<p>(利用中止)</p> <p>第33条 当社は、次の場合には、I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事でやむを得ないとき（相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。）</p> <p>(2) 第36条（通信利用の制限等）の規定により、I P 通信網サービスの利用を中止するとき。</p> <p>(3) 利用回線型サービスについて、利用回線に係る<u>総合デジタル通信サービス又は I P 通信網サービスの利用中止</u>を行ったとき。</p> <p>2 （略）</p>	<p>(利用中止)</p> <p>第33条 当社は、次の場合には、I P 通信網サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事でやむを得ないとき（相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。）</p> <p>(2) 第36条（通信利用の制限等）の規定により、I P 通信網サービスの利用を中止するとき。</p> <p>(3) 利用回線型サービスについて、利用回線に係る I P 通信網サービスの利用中止を行ったとき。</p> <p>2 （略）</p>

新旧対照

旧	新
<p>(発信者番号通知)</p> <p>第35条 契約者回線等からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知（契約者回線等に係る契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>ただし、IP通信網契約者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。</p> <p>(注1) IP通信網契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。</p> <p>(注2) <u>料金表に規定するメニュー1のものについては、その利用回線の契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。</u></p> <p>(注3) <u>料金表に規定するメニュー5のもの(帯域確保機能を利用した通信に限り)については、その契約者回線を利用回線とする音声利用IP通信網サービスに係る契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。</u></p>	<p>(発信者番号通知)</p> <p>第35条 契約者回線等からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知（契約者回線等に係る契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>ただし、IP通信網契約者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。</p> <p>(注1) IP通信網契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。</p> <p>(注2) 削除</p> <p>(注3) <u>料金表に規定するメニュー5のもの(帯域確保機能を利用した通信に限り)については、その契約者回線を利用回線とする音声利用IP通信網サービスに係る契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。</u></p>
<p>(通信利用の制限等)</p> <p>第36条 当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。</p> <div data-bbox="190 1002 1025 1046" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線に係る総合デジタル通信サービス契約約款又はこの約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのIP通信網サービスを利用することができないことがあります。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(通信利用の制限等)</p> <p>第36条 当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。</p> <div data-bbox="1167 1002 2002 1046" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、この約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのIP通信網サービスを利用することができないことがあります。</u></p> <p>4 (略)</p>

新旧対照

旧	新												
<p>別記</p> <p>1 IP通信網サービスの提供区域等 (略)</p> <p>2 IP通信網契約者の地位の承継</p> <p>(1)</p> <p>～ (略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、利用回線型サービス(メニュー5-4に係るものを除きます。)に係るIP通信網契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その利用回線型サービスに係る利用回線の加入電話等契約者の地位の承継の届出をもって、そのIP通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>別記</p> <p>1 IP通信網サービスの提供区域等 (略)</p> <p>2 IP通信網契約者の地位の承継</p> <p>(1)</p> <p>～ (略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、利用回線型サービス(メニュー5-4に係るものを除きます。)に係るIP通信網契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その利用回線型サービスに係る利用回線の利用回線契約者の地位の承継の届出をもって、そのIP通信網契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(注) (略)</p>												
<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1類 IP通信網サービスに関する利用料金</p> <p>第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの</p> <p>1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) IP通信網サービス区域の設定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等</td> <td> <p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア <u>メニュー1 [フレッツ・ISDN]</u> (利用回線(第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。)を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) <u>メニュー1は、利用回線型サービスのみ提供します。</u></p> <p>(イ) <u>メニュー1の利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線のときは、その共用契約者回線1回線ごとに1のIP通信網契約を締結することができます。</u></p> <p>(ウ) <u>メニュー1は、1の利用回線につき(その利用回</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) IP通信網サービス区域の設定	(略)	(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア <u>メニュー1 [フレッツ・ISDN]</u> (利用回線(第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。)を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) <u>メニュー1は、利用回線型サービスのみ提供します。</u></p> <p>(イ) <u>メニュー1の利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線のときは、その共用契約者回線1回線ごとに1のIP通信網契約を締結することができます。</u></p> <p>(ウ) <u>メニュー1は、1の利用回線につき(その利用回</u></p>	<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1類 IP通信網サービスに関する利用料金</p> <p>第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの</p> <p>1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) IP通信網サービス区域の設定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等</td> <td> <p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア <u>削除</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) IP通信網サービス区域の設定	(略)	(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア <u>削除</u></p>
区 分	内 容												
(1) IP通信網サービス区域の設定	(略)												
(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア <u>メニュー1 [フレッツ・ISDN]</u> (利用回線(第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。)を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) <u>メニュー1は、利用回線型サービスのみ提供します。</u></p> <p>(イ) <u>メニュー1の利用回線が総合デジタル通信サービスの24B利用に係る契約者回線のときは、その共用契約者回線1回線ごとに1のIP通信網契約を締結することができます。</u></p> <p>(ウ) <u>メニュー1は、1の利用回線につき(その利用回</u></p>												
区 分	内 容												
(1) IP通信網サービス区域の設定	(略)												
(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア <u>削除</u></p>												

新旧対照

旧	新								
<p>線が総合デジタル通信サービスの 24B 利用に係る契約者回線である場合には、その共用契約者回線 1 回線につき)、1 の B チャンネルに限り利用でき、最大 64kbit/s までの伝送速度による通信の利用ができません。</p> <p>(エ) メニュー 1 に係る通信は、IP 通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー 2 に係る契約者回線 (当社が別に定める場合を除きます。) との間において行うことができます。</p> <p>イ メニュー 2 (契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、メニュー 6 以外のもの) (ア) ～ (略) (カ) (キ) メニュー 2-2-2 における 10Gb/s のものには、次表のとおり伝送速度に関するその他の細目があります。</p> <table border="1" data-bbox="456 762 1019 842"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 IP 通信網契約者は、その細目に係る伝送速度について、1 Gb/s ごとに、その契約者回線に着信することが可能な契約者回線等の種別 (以下「着信回線種別」といいます。) をメニュー 1、メニュー 4、又はメニュー 5 における提供の形態による細目が II-1 型のものであって 100Mb/s のもの、200Mb/s のもの若しくは 1 Gb/s のものから任意に組み合わせて、あらかじめ指定していただきます。 2 契約者は、前項の規定により指定した着信回線種別を変更することができます。</p> <p>(ク) メニュー 2-2-1 のグレード 1 のものに係る通信は、メニュー 5 に係る契約者回線 (通信の付加サービスである IPv6 通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。) からの着信 (着信者識別符号 (メニュー 2 に係る IP 通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が</p>	細目	内 容	(略)	(略)	<p>イ メニュー 2 (契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、メニュー 6 以外のもの) (ア) ～ (略) (カ) (キ) メニュー 2-2-2 における 10Gb/s のものには、次表のとおり伝送速度に関するその他の細目があります。</p> <table border="1" data-bbox="1424 762 1986 842"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 IP 通信網契約者は、その細目に係る伝送速度について、1 Gb/s ごとに、その契約者回線に着信することが可能な契約者回線等の種別 (以下「着信回線種別」といいます。) をメニュー 5 における提供の形態による細目が II-1 型のものであって 100Mb/s のもの、200Mb/s のもの若しくは 1 Gb/s のものから任意に組み合わせて、あらかじめ指定していただきます。 2 契約者は、前項の規定により指定した着信回線種別を変更することができます。</p> <p>(ク) メニュー 2-2-1 のグレード 1 のものに係る通信は、メニュー 5 に係る契約者回線 (通信の付加サービスである IPv6 通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。) からの着信 (着信者識別符号 (メニュー 2 に係る IP 通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が</p>	細目	内 容	(略)	(略)
細目	内 容								
(略)	(略)								
細目	内 容								
(略)	(略)								

新旧対照

旧		新	
	<p>別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を利用したものとします。)により、メニュー2-2-1のグレード2のものに係る通信は、<u>契約者回線等(メニュー1及びメニュー5に係るもの(通信の付加サービスであるIPv6通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。))に限り、</u>からの着信(着信者識別符号を利用したものとします。)により、メニュー2-2-2のものに係る通信は、<u>契約者回線等(メニュー1及びメニュー5に係るもの(通信の付加サービスであるIPv6通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。))</u>からの着信(着信者識別符号を利用したものとします。)により、行うことができます。</p> <p>(ケ) ～(略)</p> <p>(ス) ウ ～(略)</p> <p>キ ク メニュー8 [フレッツ・VPN ワイド] (あらかじめ指定した利用回線(IP通信網サービスに係るものに限り、)、契約者回線又は回線収容部からなるグループ内の任意の契約者回線等相互間の通信が利用可能なもの)</p> <p>(ア) ～(略)</p> <p>(ト) <u>(ナ) 利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線について、メニュー1及びメニュー5における提供の形態による細目がII-1型のもの相互間の変更を行うことはできません。</u></p> <p>ケ ～(略)</p> <p>サ</p>		<p>別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を利用したものとします。)により、メニュー2-2-1のグレード2のものに係る通信は、<u>メニュー5に係る契約者回線等(通信の付加サービスであるIPv6通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。)</u>からの着信(着信者識別符号を利用したものとします。)により、メニュー2-2-2のものに係る通信は、<u>メニュー5に係る契約者回線等(通信の付加サービスであるIPv6通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。)</u>からの着信(着信者識別符号を利用したものとします。)により、行うことができます。</p> <p>(ケ) ～(略)</p> <p>(ス) ウ ～(略)</p> <p>キ ク メニュー8 [フレッツ・VPN ワイド] (あらかじめ指定した利用回線(IP通信網サービスに係るものに限り、)、契約者回線又は回線収容部からなるグループ内の任意の契約者回線等相互間の通信が利用可能なもの)</p> <p>(ア) ～(略)</p> <p>(ト)</p> <p>ケ ～(略)</p> <p>サ</p>
(3) ～(略) (22)	(略)	(3) ～(略) (22)	(略)

新旧対照

旧		新	
2 料金額		2 料金額	
2-1 メニュー1に関する利用料金		2-1 削除	
2-1-1 利用料			
月額			
料金種別	単 位	料 金 額	
利用料	IP通信網サービスを利用する1のBチャンネルごとに	2,800円 (税込価格 3,080円)	
2-1-2 加算額			
端末設備に係るもの			
当社が提供する宅内機器を利用しているとき。			
機器利用料	1 装置ごとに月額		
	区 分	料 金 額	
回線接続装置	VPN対応ルータ装置	エン트리タイプ（接続されることとなる自営端末設備数が概ね30台程度のもの）	2,500円 (税込価格 2,750円)
		スタンダードタイプ（接続されることとなる自営端末設備数が概ね100台程度のもの）	5,000円 (税込価格 5,500円)
		ハイエンドタイプ（接続されることとなる自営端末設備数が概ね500台程度のもの）	7,500円 (税込価格 8,250円)
2-2 ~ (略)		2-2 ~ (略)	
2-8		2-8	

新旧対照

旧				新			
2-9 付加機能利用料 (1) (2)及び(3)以外のもの				2-9 付加機能利用料 (1) (2)及び(3)以外のもの			
区 分		単 位	料金額(月額)	区 分		単 位	料金額(月額)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
発信者番号等受信機能(回線情報転送機能)	この機能を利用するメニュー2-2に係る契約者回線へ通知される契約者回線等番号(当社が別に定めるものを含みます。)を受信することができる機能	(略)	(略)	発信者番号等受信機能(回線情報転送機能)	この機能を利用するメニュー2-2に係る契約者回線へ通知される契約者回線等番号(当社が別に定めるものを含みます。)を受信することができる機能	(略)	(略)
	備考 メニュー2-2-2における10Gb/sの品目のものについては、その契約者回線の細目に係る伝送速度について1Gb/sごとに設定される着信回線種別単位に、この機能を利用することができます。 (注1)(略) (注2)(略) (注3)この機能を利用する契約者回線(メニュー2-2-1におけるグレード2のもの及びメニュー2-2-2における10Gb/sのものであって伝送速度に関する細目が2Gb/sから10Gb/sのものを除きます。)は、メニュー1に係るIP通信網契約者から行う通信により通知されるその利用回線の契約者回線番号を受信することができます。				備考 メニュー2-2-2における10Gb/sの品目のものについては、その契約者回線の細目に係る伝送速度について1Gb/sごとに設定される着信回線種別単位に、この機能を利用することができます。 (注1)(略) (注2)(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの				(2) 利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの			
区 分		単 位	料金額	区 分		単 位	料金額
セッション解除機能	IP通信網契約の契約者回線(メニュー2に係るものに限り、)と接続している契約者回線等(メニュー1又はメニュー5に係るものに限り、)との間の通信について、その契約者回線に係るIP通信網契約者からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能	—	—	セッション解除機能	IP通信網契約の契約者回線(メニュー2に係るものに限り、)と接続している契約者回線等(メニュー5に係るものに限り、)との間の通信について、その契約者回線に係るIP通信網契約者からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能	—	—
	備考	(略)			備考	(略)	

新旧対照

旧	新												
<p>第2表 工事に関する費用</p> <p>第1 削除</p> <p>第2 工事費</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 工事費の額</p> <p>2-1 <u>メニュー1に関するもの</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>端末設備の設置若しくは移転、利用の一時中断若しくは再利用に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 基本工事費</td> <td>1の工事ごとに</td> <td style="text-align: right;">1,000円 (税込価格 1,100円)</td> </tr> <tr> <td>(2) 交換機等工事費</td> <td>IP通信網サービスを利用する1のBチャネルごとに</td> <td style="text-align: right;">1,000円 (税込価格 1,100円)</td> </tr> <tr> <td>(3) 機器工事費</td> <td>回線接続装置</td> <td style="text-align: center;">別に算定する実費</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	工事費の額	(1) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	(2) 交換機等工事費	IP通信網サービスを利用する1のBチャネルごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	(3) 機器工事費	回線接続装置	別に算定する実費	<p>第2表 工事に関する費用</p> <p>第1 削除</p> <p>第2 工事費</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 工事費の額</p> <p>2-1 削除</p>
区 分	単 位	工事費の額											
(1) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)											
(2) 交換機等工事費	IP通信網サービスを利用する1のBチャネルごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)											
(3) 機器工事費	回線接続装置	別に算定する実費											
<p>附 則 (平成13年1月30日東企管第00-185号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。</p> <p>ただし、この改正規定中、メニュー1に関する利用料金に関する部分については平成13年3月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 削除</p> <p>第3条 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>附 則 (平成13年1月30日東企管第00-185号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 削除</p> <p>第3条 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>												
<p>附 則 (平成13年6月28日東企管第01-44号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。</p> <p>ただし、メニュー1に関する利用料金に関する部分については、平成13年7月16日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 ~ (略)</p> <p>4</p>	<p>附 則 (平成13年6月28日東企管第01-44号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 ~ (略)</p> <p>4</p>												

新旧対照

旧	新				
<p>附 則（令和5年12月22日東経営第000200000198号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。 （優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の終了）</p> <p>2 当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により適用している優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を終了することとします。 （経過措置）</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引が適用されているメニュー1に関する利用料金については、当分の間、次に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引に相当する割引を適用します。</p> <p>(1) 適用</p> <p>ア この割引の適用を受けるIP通信網契約について、利用回線の移転があったときは、移転のあった日を含む料金月の初日からサービスが再び利用できる状態とした日の前日までは、この割引を適用しません。</p> <p>イ この割引の適用を受けるIP通信網契約について、次の場合は、この割引の適用を廃止します。この場合において契約の解除等があった日を含む料金月については、この割引を適用しません。</p> <p>① IP通信網契約の解除があったとき。</p> <p>② 削除</p> <p>③ 料金表第1表第1類第1の1（適用）(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるとき。</p> <p>(2) 割引額</p> <p style="text-align: right;">1 利用回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">割引対象メニュー</th> <th style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">メニュー1</td> <td>料金表第1表第1類第1の2（料金額）2-1-1に規定する利用料金の額に0.1を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 割引の対象となる利用料金について、料金表通則に規定する料金の計算方法及び端数処理の適用を受ける場合は、その適用を受けた後の額とします。</p> <p>(注2) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>	割引対象メニュー	割 引 額	メニュー1	料金表第1表第1類第1の2（料金額）2-1-1に規定する利用料金の額に0.1を乗じて得た額	<p>附 則（令和5年12月22日東経営第000200000198号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。 （優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の終了）</p> <p>2 当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により適用している優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を終了することとします。 （経過措置）</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>
割引対象メニュー	割 引 額				
メニュー1	料金表第1表第1類第1の2（料金額）2-1-1に規定する利用料金の額に0.1を乗じて得た額				

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和 8 年 3 月 30 日東経営第 000200000805 号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1137 244 1713 272">1 この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。<li data-bbox="1137 276 2027 359">2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー 1（フレッツ・ISDN）を終了することとします。<li data-bbox="1137 362 2027 477">3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。<li data-bbox="1137 480 2027 537">4 改正前のこの約款の附則中、この附則第 2 項の規定により終了するサービス等に関する各規定を削除します。